

「合併処理浄化槽補助金制度」をぜひ活用ください

一人が一日に出す汚濁量は、し尿で13g、雑排水（台所やお風呂からの排水）で27gとされています。

し尿くみ取りのお宅なら雑排水の27gがそのまま放流され、し尿のみを処理する単独処理浄化槽のお宅なら、し尿を処理した4gと雑排水の27gを合わせて、31gの汚濁物質が側溝を通って川へ、そして海へ放流されています。この汚濁物質は放流してすぐには大して影響が無いように見えます。

しかし、流れていく過程で腐敗し臭いや害虫の発生を促し、川や海の生態系にも悪影響を与えかねません。特に単独浄化槽の場合は自分の前から汚水は流されていくので本人は快適ですが、それは下流域にお住まいの方の我慢の上に成り立っている快適さなのです。

そこでお奨めしたいのが、し尿と雑排水を合わせて処理できる上に、処理能力自体も単独処理浄化槽よりも優秀な合併処理浄化槽の設置です。合併処理浄化槽はきちんと保守してやれば90%以上の除去率を発揮し、放流水にはし尿・雑排水合わせても4g以下の汚濁物質しか含まれません。

市ではこの合併処理浄化槽の設置を推進し、設置費用の補助を行っています。ご自分とご近所の住環境のため、また佐渡のきれいな川と海を取り戻すためにぜひご検討ください。

○補助対象地域

下水道事業・農業集落排水事業・漁業集落排水事業の認可区域外の地域（ただし、認可区域内であっても7年間供用開始ができないと見込まれる地域は対象となります）

○補助対象者

- ・住居の単独処理浄化槽・し尿汲取り便槽を、合併処理浄化槽に切り替え設置する方
- ・住居に新たに浄化槽を設置する方
- ・地域の集会場等で新たに浄化槽を設置する方

○補助対象額

- ・5人槽 35万2千円
- ・6～7人槽 44万1千円
- ・8～10人槽 58万8千円
- ・単独処理浄化槽撤去費 9万円

○浄化槽の保守について

浄化槽は微生物の力で汚水を浄化しますので、その能力を十分に発揮するためには定期的なメンテナンスが欠かせません。

そのため浄化槽法では、4カ月に1回以上の保守点検、年1回以上の清掃・くみとり、年1回の法定水質検査を義務付けています（回数は全て家庭用の小型合併処理浄化槽の場合）。

特に水質検査はご家庭からの放流水が住環境・自然環境に対して安全かどうかを調べるためのものです。毎年欠かさずに必ず受検してください。

◆市役所上下水道課

下水道維持管理係 浄化槽担当
☎ 55-2222



「佐渡市一斉清掃」参加者募集!

実施日：6月25日(土)または26日(日)（予備日：7月2日(土)、3日(日)）

実施場所：集落内道路や海岸（湖岸）等

市民が一丸となり一斉清掃に取り組み、きれいな佐渡で観光客等佐渡を訪れる方たちをお迎えすることが「おもてなし」の第一歩です。

また「トキの舞う美しい島佐渡」の実現と「佐渡金銀山の世界遺産登録」に向けても重要な取り組みとなりますので、ぜひ多くの皆様のご参加をお願いします。ご参加いただける方は、各地区の市政事務嘱託員へご連絡ください。

お問い合わせ 市役所環境対策課クリーン推進係

☎ 63-33113または、各支所・行政サービスセンターまで